

令和2年 第9回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年8月7日(金)
午前10時00分から午前11時30分
2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室
3. 出席委員 (43人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 3番 田中秀樹 4番 小田明美 5番 福島康夫 6番 澤本基兄
7番 山懸将伸 8番 岡田耕平 9番 武村一夫 11番 池本 彰
12番 新田 孝 13番 長鉾忠明 14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司
16番 綱島孝晴 17番 松本正幸
推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明
24番 市本裕司 25番 下山史朗 26番 松下 功 27番 福島史利
28番 太安隆文 29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三
32番 長尾 修 33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦
36番 池田琢璽 37番 池田和道 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫
40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 井上 達 43番 入澤靖昭
44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 石田 勉
4. 欠席委員 (3人)
農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 10番 中山克己
推進委員 無し
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第47号 農基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第5 報告第19号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて
日程第6 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 戸田典宏 事務局次長 下平直勲 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕

山本知実

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、改めまして皆さんおはようございます。
ただいまから令和2年8月総会を開会いたします。
まず、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

7月30日には長い梅雨が明けたということでございますけど、以後、非常に猛暑が続いております。なかなか作業もはかどらないのではないか、そういうふうに思っております。盆に近いということで、非常に出荷等にお忙しい方がたくさんおられるんじゃないかというふうに思います。大変ありがとうございます。コロナ禍ということで、いろいろと盆の行事にも差し支えが出てきておるんじゃないかというふうに思いますが、どのような年になりますか、きょうも見守りたいというふうに思います。

農業委員会のほうもきょうが第1回目の改選後の総会ということで、次々と利用状況調査等も入っております。非常にお忙しい目をされるんだろうというふうに思います。仕事をしながら、何とか時間を見つけて活動していただきたいというふうに思います。各地域での相談会といいますか、今後の日程を決めることも事務局が申しておりましたように、各地域での活動というのが非常に大切になってくるというふうに思います。我々農業委員、推進委員、農業委員会が農業者の代表機関であります。地域の皆さんからの意見等を吸い上げて真庭市の農政に生かせるように、どうか皆さんの活動をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、本日の総会を開会したいと思います。よろしくお願ひします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の欠席委員は3名で、1番委員、2番委員、10番委員でございます。遅参委員はございません。

ただいまの出席委員は19名中16名で定足数に達しておりますので、8月総会は成立しております。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行を会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

- 議長 それでは、議事録署名委員は、4番委員、5番委員を指名いたします。
日程2、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局主事 議長。
- 議長 はい、事務局。
- 事務局主事 議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。
1ページをお開きください。
本日審議していただく案件は11件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
番号1でございますが、北房の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく北房の譲受人に、申請農地、田2筆984㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。
- 22番推進委員 22番推進委員です。
- 議長 はい、22番推進委員。
- 22番推進委員 番号1についてご説明いたします。
去る7月29日に譲受人、譲渡人の主人立ち会いのもと、現地調査をいたしました。両者の関係は、近所に住む親しい間柄ということですが、譲渡人は長年サラリーマンを続けていたため、農業知識もなく、農業機械も全く持っておりません。20年近く、賃借契約により譲受人が耕作してきたものであります。譲渡人に今後も全く耕作の意思がないということなので、今回話をまとめたということでございます。譲受人の耕作状況等でございますけれども、譲受人は81歳の高齢ということで若干心配があるんですけれども、当該の田を含め、隣接の田60アール以上の耕作をやっており、コンバイン、田植え機、トラクター等、十分な機械を所有しております。自宅から1キロというちょっと距離があるんですけれども、農機具庫はこの田の近くに保有しており、作業に問題はないと思われまして、農繁期については妻も手伝うということから、当面耕作に問題はないものと観察いたしました。その他指摘事項はございません。審議方よろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
- 事務局主事 続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。
番号2でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じ

く落合の譲受人に、申請農地、畑1筆346㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 27番推進委員です。

議長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 去る7月26日の午前中に譲渡人を訪問しました。地番[]ですが、畑なんです、譲渡人も現状田んぼもあるんですが、田んぼも人にお任せして畑をつくっておるだけです。畑が現在ここを入れて4カ所あって、今この申請地が一番不便なところで、今現在も草刈りだけをしておって、相手方、工場の屋敷の駐車場の続きにありますので、何とか買っていただけないかという話をされたらしいです。それで、そういうことならということで譲受人話に乗っていただいて話がまとまったということです。譲受人も[]ではなくて[]にお住まいで、そちらに田んぼも5反以上あるということで、今現在作付もされてますが、仕事柄委託で5反以上の田を全部作付されているということです。それで、今現在、[]地区のほうに畑も全然ないんです。ここも畑ですので、会社のすぐ近くですので野菜をつくったりということはできるのでやりたいということです。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。説明されるときに個人名を出さないようにお願いします。譲受人とか譲渡人をお願いいたします。済みません。

27番推進委員 はい。

議長 それでは、番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、落合の譲渡人が、労力不足によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆449㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 続けてさせていただきます。

議長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 7月26日に譲渡人を訪問させていただきました。譲渡人も実家が旧落合町の[]にあって、そこに田んぼ、畑もあるということです。今現在、この申請地でブドウをつくったりされとったんですが、余りいい結果も出ないし、それとだんだん高齢ということで耕作が大変なので、譲受人のほうに相談を持ちかけたということで話がまとまって、こういう売却が成立したということです。譲受人については番号2と同じことです。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆432㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番推進委員です。

番号4につきまして報告いたします。

先月、7月28日に譲受人と電話にて確認、話を行いました。本案件は報告第19号に関係し、昨年11月に農機具駐機場用地として許可されたものですが、都合により駐機場を取りやめ、農地、野菜をつくられるということです。そして、取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は畜産農家であり、家族6人で和牛約300頭ほどを飼育しており、またその他野菜など農作業もしております。耕作に関しましては、大型農機具もあり、何ら問題はないと思われまますので、審議方よろしく申し上げます。その他特に指摘事項はありません。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆379㎡を、交換によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 議長。

議長 はい、9番委員。

9番委員 9番です。

議案番号5番につきまして、去る7月28日に譲渡人立ち会いのもと、現地確認を行いました。権利移転しようとする事由の詳細ですけれども、申請地は二十数年前に基盤整備事業で譲受人と譲渡人の名義がかわっていたため、このたびもとの名義に戻すために申請を行うものです。譲受人の世帯員及び耕作状況ですけれども、譲受人は現在ひとり暮らしで、田については地域の農業

法人に貸し付けていますが、その他の所有している農地、主に畑ですけれども、畑に関しては市内へ嫁いでいる娘さん夫婦が週に2日から3日帰宅して、果樹や野菜等を作付しており、農機具も管理機、草刈り機等を所有しており、申請地取得後も何ら問題なく耕作できると認められます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、労力不足によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田1筆187㎡、畑1筆1,232㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 30番です。

議 長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 権利移転に関する事由の詳細についてご報告いたします。

譲渡人は以前農業をしていた兄、病死されたんですけども、の実の妹で、兄に配偶者がいなかったため、兄の資産、土地を含めて引き継ぐことになりました。しかしながら、居住地が岡山市で地理的に遠く、本人も事業を、美容院をやっておられるそうですけども、行っており、水田、畑などを耕作するのは困難なため、困っていました。譲受人に無償で管理をしていただいておりますが、このほど売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の耕作状況等について、譲受人は兼業農家であり、譲受人及び譲受人の父親が主に農業に従事しております。利用権設定も含めて5.12ヘクタールとして大規模農家です。トラクターが4台、42馬力、23馬力、13馬力、15馬力、田植え機が1台、6条植えです、それからコンバインが4条刈が1台、スプレッター1台、動噴1台等、それぞれ所有しております、効率的な農業をされておりますので問題はないかと考えました。以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、勝山の譲渡人が、相手方の要望によりまして、市外の譲受人に、申請農地、畑1筆68㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 議長。

議 長 はい、16番委員。

16番委員 16番です。

議案番号7についてですが、去る7月27日、譲受人に立ち会いをいただき、現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人は長年にわたり申請地を借りて耕作しておりましたが、このたび譲受人の実家である住宅の権利移転をしようとしたところ、住宅の隣にある譲渡人の申請地の売買の話がまとまり、譲受人が取得するものであります。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は2人家族で主に水稻、農業に従事しております。また、申請地の取得後も必要な作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号8でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、中和の譲受人に、申請農地、畑1筆47㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、40番推進委員さんから説明をお願いいたします。

40番推進委員 議長。

議 長 はい、40番推進委員。

40番推進委員 40番推進委員です。

番号8について説明します。

権利移転の事由ですが、譲渡人は市外に在住しており、管理が困難であったが、以前から要望していた友人である隣地の譲受人に売買することになりました。譲受人の耕作状況ですが、譲受人はトラクターなど、農業機械を保有し、現在120アールの田畑を耕作しています。田植えや稲刈りは地区で共同作業を行っている状況です。その他指摘事項は特にありません。よろしく審議をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、川上の譲渡人が、相手方の要望によりまして、同じく川上の譲受人に、申請農地、畑1筆4,130㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1番委員さんが欠席されておりますため、41番推進委員さんから説明をお願いいたします。

41番推進委員 議長、お願ひいたします。41番です。

議 長 はい、41番推進委員。

41番推進委員 お願いします。

議案番号9について、8月2日に譲受人、譲渡人双方に立ち会いをいただき、現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細についてですが、譲受人はクリを60アール栽培されています。もう少し面積を確保したく、隣地にある譲渡人の土地を譲り受けたいと相談したところ、このたび売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。続きまして、譲受人及び世帯員の耕作状況などですが、譲受人はクリの栽培以外に景観作物、自家用野菜の耕作に従事しております。休日には息子夫婦が草刈りなど、管理の手伝いをしています。農機具などを一式所有されていて、申請地取得後も農作業に従事すると認められます。

以上のとおり、耕作状況及び従事日数などについては問題ないと思われまので、審議のほうをよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号10でございますが、市外の譲渡人が、耕作不便によりまして、八束の譲受人に、申請農地、田1筆3,134㎡、畑1筆93㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、42番推進委員さんから説明をお願いいたします。

42番推進委員 議長。

議長 はい、42番推進委員。

42番推進委員 42番推進委員です。

今月1日、私と前任者の推進委員、それと譲渡人、譲受人、4名で立会いたしました。譲渡人、譲受人は本家と分家の関係にあり、譲渡人は遠隔地に居住し、高齢のため、耕作することが非常に困難になったため、譲受人に一部を貸借していましたが、このたび売買の話がまとまり、譲受人が申請を行ったものでございます。譲受人は兼業農家で会社員でございますけれども、譲受人の両親と奥さんが農業に従事しており、水稻1.6ヘクタール、トマト10アール、トラクター、田植え機などを所有しており、安定経営が認められるものと思います。審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号11でございますが、この議案は調査がまだできておりませんので次に回したいというふうに思います。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第45号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、11番を除きまして原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長

議長。

議長

はい、事務局。

事務局次長

議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は7件となっております。

3ページをお開きください。

番号1でございます。

番号1は追認案件でございます。

本案件は令和2年1月10日付、真農委指令第501号で農地法第5条第1項の規定による事業計画変更を許可した市外の特定建設工事共同企業体が岡山自動車道の橋梁工事に伴い、資材置場、工事用車両の駐車場に使用していた農地に関するものです。申請人、賃借人（市外法人）は、岡山自動車道の上宮地川橋ほか1橋の上部工の工事に伴い、申請地、田1筆195㎡を、賃借人（北房）から借り受け、作業員の詰所、資材置場、工事用車両の駐車場に使用するため、一時転用申請するものです。一時転用期間は、令和2年7月10日から令和3年10月31日となっております。さきに使用していた特定建設工事共同企業体が請け負っていた工事が令和2年7月10日に完了しており、その後、引き続き申し出地を作業員の詰所などとして利用しております。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま駐車場等へ整備しており、今後このようなことのないよう反省し、顛末書が添付してあります。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、本体工事の請負金で対応するとのこと。添付書類として、土地利用計画図、平面

に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

議案番号2番、現地確認日は令和2年7月31日に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、譲受人は現在新規医療法人の移転工事を行っており、進入路用地として市道を活用していますが、工事の安全運行のため、このたび譲渡人との話がまとまり、路肩拡幅を行うものです。申請地の位置等についてですが、XXXXXXXXXXの北約100mに位置したところですが、周辺の状況ですが、東は田んぼ、西も田んぼ、南側が現在の工事用地です、北側も現在は田んぼです。周辺農地への影響ですが、日当たり、風通し、周辺農地の営農条件、特に支障を来すことはないと思われます。また、地域の水利組合には同意を得ています。特に問題はないと思ひますが、よろしく審議のほうをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 4ページをお開きください。

番号3でございます。

議案の訂正をお願いいたします。備考欄に記載しております追認案件の表示を削除をお願いいたします。申しわけありません。

番号3でございます。

申請人、譲受人（落合）は、申し出地に隣接する土地で家族が衣料用品店を経営しておりますが、この店舗の駐車場が狭いため、申請地、田1筆487㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、駐車場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入XXXXXX万円、土地造成XXXXXX万円。資金の内訳として、XXXXXX万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番です。

現地の確認ですが、令和2年8月3日に確認を行いました。転用しようとする詳細ですが、譲受人は駐車場が手狭なため、新たに近くに土地を探していたところ、譲渡人との話がまとまり、申請を行うものです。申請地の位置等でございますが、[REDACTED]より北に30mほどの場所にあり、周辺を住宅、店舗に囲まれた位置に面しています。周辺の状況ですが、東側が店舗、西側が住宅、南側は住宅、北側が店舗というような状況です。周辺農地への影響ですが、申請地は周辺を住宅、店舗に囲まれており、本申請は駐車場であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われれます。また、地域の水利組合には、駐車場に転用するための同意を得ています。その他特にございませぬ。審議のほうよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございませぬ。

続きまして、番号4について、事務局の説明をお願ひいたします。

事務局次長 番号4でございませぬ。

大変申しわけありませぬ。こちらの議案の訂正をお願ひいたします。備考欄に記載してあります追認案件の表示を削除してください。申しわけありませぬ。

番号4でございませぬ。

申請人、譲受人（落合）は、申し出地に隣接する自己所有の雑種地を建設工事用の資材置場として利用してありますが、手狭となったため、申請地、田1筆558㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、露天資材置場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されませぬ。転用に伴う費用は、土地購入[REDACTED]万円。資金の内訳として、[REDACTED]万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございませぬ。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願ひいたします。

15番委員 議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 15番です。

議案番号4番ですが、7月29日に譲受人さんと現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、譲渡人は水稻をつくってこられましたが、だんだんと水の確保が難しくなりました。野菜等をつくっていましたが、やっぱり水がないので10年前ぐらいから耕作をやめていました。隣接した譲受人とお話をしたところ、話がまとまり、このたびの露天資材置場としての申請になります。申請地の位置ですが、申請地は県道落合追分線、河

内線ですね。[REDACTED]から南に450m、譲受人の住居から約350mほど離れたところに位置しております。周囲の状況ですが、東、市道、西、水路、南、所有地です、北は高速道路、中国道です。周辺農地への影響ですが、西側に水路を隔てると2m上に農地がありますが、高さもあり、影響はないと考えられます。水路には鉄板等を敷き、土等が落ちないように使用する予定です。その他指摘等はございません。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 5ページをお開きください。

番号5でございます。

申請人、譲受人（久世）は、電気工事業を営んでおり、工事用資材等の置場が必要となりまして、申請地、畑1筆341㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、露天資材置場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[REDACTED]万円、土地造成[REDACTED]万円。こちらも申しわけありません。資金欄ですが、[REDACTED]「[REDACTED]万円」を「[REDACTED]万円」に修正をお願いいたします。資金の内訳として、[REDACTED]万円、[REDACTED]万円となります。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 この案件は私の担当ですので説明をさせていただきます。

7月29日に現地調査を行いました。譲渡人と譲受人から話を伺いました。譲受人は申請地の西側に住宅を数年前に建てられて、現在電気工事の仕事をして自営をされております。仕事上、資材置場や、それから車をとめる場所も必要ということで、露天資材置場として業者を介して譲渡人との話がまとまったものでございます。位置ですけど、[REDACTED]西側の市道を[REDACTED]の方向に約200mほど進んだところでございます。周辺は宅地化が進んでおるところでございます。周囲の状況でございますが、東は赤線道、西は宅地、それから南は進入路を挟みまして畑、それから北側は、これも赤線道を挟んで農地でございます。周辺農地への影響でございますが、一段低い南側の農地は譲渡人の農地でありますので問題はないということでありまして、一段高い北側の農地は現在耕作はされておられませんので、周辺農地への影響はないものというふうに思われます。その他の指摘事項はございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 番号6でございます。

申請人、譲受人（勝山）は、市営住宅に居住していますが、子供の成長に伴い、手狭となり、申請地、46-1番地の田1筆417㎡を、譲渡人（勝山）から譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。また、申請人は現在別の店舗にて美容院を営んでおられますが、このたび住宅の建築にあわせて隣接する申請地、46-5番地の田1筆460㎡も、同じ譲渡人（勝山）から譲り受け、店舗1棟と来客用、従業員用の駐車場に整備するため、転用申請するものです。新築居宅の建ぺい率は25%。農地区分は、2筆ともに2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費については譲渡人は譲受人の父のため 〇〇〇〇円、土地造成 〇〇〇〇万円、建物施設 〇〇〇〇万円。資金の内訳ですが、 〇〇〇〇万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番です。

現地確認は、令和2年8月2日に譲渡人と譲受人との話を聞きに行きました。譲受人は譲渡人の次男で、現在真庭市 〇〇〇〇市営住宅に居住し、母親と実家で美容院を経営しています。結婚し、市営住宅も手狭となり、店舗も老朽のため、自己住宅と店舗の建てかえを考えていたところ、10年近く耕作していない父親所有の田があり、家族で話し合いがまとまり、申請を行うものであります。申請地の位置ですが、申請地は譲受人の現在の住居から約300m離れた場所で、 〇〇〇〇より5mほど入ったところに位置しております。周囲の状況ですが、東、西、南は田んぼです、北側は道路に面しております。申請地に隣接した農地がありますが、本申請は住宅と美容院店舗であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われます。東と南の隣接地は譲渡人の土地であり、北は道路面であり、西の隣接地の方、それと地域の水利組合にも住宅、店舗に転用するための同意を得ております。以上のとおり、本件について転用はやむを得ないものであり、周辺農地への影響も問題ないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 6ページをお開きください。

番号7でございます。

申請人、譲受人（市外）は、申請地に隣接する住宅を購入し、永住することになりましたが、車庫がないため、住宅所有者が所有する申請地、田1筆174㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、車庫、倉庫を建築するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、43番推進委員さんから説明をお願いいたします。

43番推進委員 議長。

議長 はい、43番推進委員。

43番推進委員 43番です。

調査の報告をさせていただきます。現地確認のほうを8月3日に行ってまいりました。譲受人が県外の方で、また多忙ということで、地元の不動産担当者の立ち会いのもと現地確認を行い、事由の詳細については譲受人本人に電話で伺っております。転用しようとする事由の詳細なんですが、譲受人は譲渡人が売りに出していた物件の購入を計画しており、申請地はその敷地内に位置しております。譲受人は夫婦と娘3人で移住を考えており、サロン等を開く予定であるとのことで、購入物件には駐車場、車庫がないため、申請地を駐車場として使用したいため、申請を行うものです。この案件なんですけれども、過去、平成29年に自分が担当したんですけれども、同じ5条申請で全く同じように物件を購入して同じ場所の申請地を駐車場にしたいという申請があったんですが、それは当時譲渡人の父親が当時の譲受人になるんですが、その方がその物件に入り引っ越しをする前に亡くなられたということで、その当時、第5条は取り下げということになったのを伺っております。その詳細については事務局のほうに説明をしていただきたいと思いますと思うんですが、よろしいでしょうか。

事務局次長 はい。

議長 はい、事務局。

事務局次長 事業ができなかった理由ですね。

43番推進委員 そうです、はい。

事務局次長 こちらは申請時にいろいろと不動産屋さんを通して協議をさせていただいた案件です。こちらは当初、空き家を購入された方、今回の譲渡人のお父様に当たられる方ですけども、この方も空き家を購入してこちらに移住して農業

をやっぺいこうというようなことで購入された経過があるようです。その際にも同じ位置に倉庫を計画したいということで、5条申請を出された案件です。しかしながら、事業に着手する前に、家屋は購入済みで転用許可を受けた後、皆さんご存じだと思いますが、真備の豪雨災害によりまして被災されて亡くなれておられます。こういった場合、一般的に許可条件に従って取り止め書の提出を求めることとなりますが、私もいろいろ調べさせていただき、関係機関、岡山県の農業会議のほうにも意見を求めています。こちらのほうの許可の流れにつきましては、基本的には許可条件に従って転用事業が行われないことについて、転用許可を受けた者の責に属さない、やむを得ない事情があるというふうを考えられまして、このような場合には農地法第5条の農地転用許可の取り消しは行わず、土地所有者、今回でいう娘さん、相続者から通常5条申請を行うことは差し支えないということになりますので、今回の5条申請を通常取り扱いとして申請を受け付けた案件です。以上です。

43番推進委員 ありがとうございます。

続きまして、申請地の位置等なんですけれども、申請地は国道482号線から■■■■より西側約300mほど離れた市道に面した箇所位置しております。周辺の状況ですが、東、住居入り口を挟んで同住居の物置とか、古い建物があります、西、田、南、市道を挟んで田、北側に住居があります。周辺農地への影響は、日照権、水利権ともないものと思われます。その他指摘事項はございません。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議 長 これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第46号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

ては、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第47号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第47号について。

7ページをお開きください。

議案第47号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり、農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和2年8月7日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全7筆ございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第47号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、報告第19号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、日程6、報告第20号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 9ページをお開きください。

報告第19号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについては、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございます。

譲受人（落合）は、露天農機具置場を造成する計画で令和元年11月12日付、真農委指令第511号で農地法第5条の転用許可を得ておりましたが、農機具置場をやめ、耕作をするため、農地として取得するため、令和2年7月7日付で取りやめ書を提出されました。なお、本総会の議案第45号、番号4について、所有権移転を申請し、可決されております。

1ページお進みください。

報告第20号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の3件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。各番号について、農地の所在以降はお目通しお願いいたします。

番号1でございますが、賃借人、八束、賃貸人、市外です。

番号2、3につきましては、農地中間管理事業を通しての貸借の解約で関連しております。

番号2でございますが、賃借人、市外、賃貸人、市外です。

番号3でございますが、賃借人、川上、賃貸人、市外です。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第19号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、報告第20号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして質問、意見等がございましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

12番委員 議長。

議長 はい、どうぞ。

12番委員 済みません。事務連絡のほうなんですけども、この（2）番なんですけど、総

会への出欠の報告についてということがありますけども、総会案件でありというふうになっとんですが、総会案件がない場合には連絡はよろしいでしょうか。

事務局次長 済みません、失礼します。案件がない場合は、農業委員さんにおかれましては必ず連絡をしてください。推進委員さんのほうで議案、本日していただいたような報告案件がある場合、調査報告書を送らせていただいて調査をしていただいたんですけど、やむなく欠席とか報告ができないというときには推進委員さんもあわせて連絡をいただければと思います。農業委員さんは常に議決権を持っておられるので、欠席の場合は議案があるなしにかかわらず、連絡をいただいているところですが、推進委員さんにつきましても調査報告がある場合は必ず連絡をしていただければということでお願ひします。

議 長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

<「なし」の声>

議 長 事務局のほうからほかにございませんか。

事務局次長 失礼します。それでは、総会が終わって、また運営委員会と編集委員会のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

あわせて、振り込み口座の届け出を、事務所のほうに用意しとりますので、お帰りの際に記入して、印鑑を押して帰っていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それと、済みません。もう一点、大事なことを忘れてました。利用状況調査について、説明をさせていただきます。

事務局主事 失礼いたします。総会前の事務連絡でご連絡をさせていただきました利用状況調査等の現地確認の実施方法についてご説明をさせていただきます。

継続の農業委員さん、推進委員さんにおかれましては、昨年度、農作業がお忙しい中、調査に多大なるご協力をいただきましてまことにありがとうございます。昨年度の調査の結果により、約1,800名の農地所有者に今後の利用意向調査を行い、農地中間管理機構へ情報提供を行っております。現時点で返信があるもののうち、137名について、農地中間管理機構に貸し付けを行いたいとの回答があり、現在登録をあっせんしておる最中でございます。この調査は市内全ての農地が調査対象でございます、皆様方のご協力をいただかなくては実施が困難な調査でございます。暑い時期での大変な作業かと思われませんが、何とぞご協力とご理解をよろしくお願ひ申し上げます。

では、説明に入らせていただきます。

お手元の資料をご確認ください。現地調査イメージ図と題したホッチキスどめのカラーの資料と現地調査活動の記録とその記入例、3つの種類の資料を

お配りしております。

まず、ホッチキスどめの現地調査イメージ資料をごらんください。

今回の現地調査ですが、利用状況調査、荒廃農地調査、農地パトロールの3つの現地調査を兼ねて行います。

1つ目、利用状況調査ですが、この調査は農地法第30条で農林水産省で定めるところにより、毎年1回、その地区にある農地の利用の状況について調査を行わなければならないと定められているものであります。調査する農地ですが、耕作をしておらず、遊んでいる、または荒廃に近い農地に対して現状を判断していただくものであります。耕作中の農地については、調査対象ではありません。

2つ目に荒廃農地調査ですが、これは再生可能な農地と再生困難な農地を調査するものです。

3つ目に農地パトロールですが、こちらは今回の現地調査の中で違反転用が疑われるような事例がありましたら事務局へ報告をお願いするものであります。

具体的な調査方法ですが、2枚目をごらんください。調査の流れを示しております。

①といたしまして、事務局側で担当していただく調査地区ごとに図面を用意させていただいております。地図の種類は2種類ありまして、資料4枚目の別紙1の農地のみに色が塗られた地図と、別紙2の航空写真になります。去年との違いといたしまして、別紙1の地図と別紙2の地図をそれぞれ別のファイルにとじておりましたが、別のファイルだと現地確認の際に見にくいというお声を多数いただきましたので、ことしは色塗りの地図の下に航空写真をつけて1冊とさせていただきます。緑の色が田んぼ、畑がオレンジ、ピンクの太い線が大字境になっておりますので、担当地区内の調査をお願いいたします。

次に、②、現地調査を行い、判定基準を参考に図面上に判定を書き込んでいただきます。次ページの資料3枚目の別紙3の判定基準を参考に色塗りをしている4枚目の別紙1の地図に赤字で判定2、3、4を書き込んでください。耕作中の農地につきましては利用されておりますので調査対象ではありませんので、何も記載の必要はありません。

別紙1の地図の見方ですが、黒色の数字が去年の判定結果になります。その筆の周りを青字で囲んでいます。ご参考ください。そして、赤い斜線ですが、去年の判定結果が④の農地になります。④の農地は別紙3の判定基準のほうにはありませんが、荒廃ぐあいは確実に誰が見ても非農地であり、今後事務局が現地の写真を撮り、総会にお諮りし、非農地通知を送る対象になり

ます。黒い斜線が転用、道路、法務局で非農地になっている非農地判定をした農地になります。赤い斜線、黒い斜線につきましては、委員さんの調査の対象ではありませんので現地確認は不要です。

その判定基準ですが、資料3枚目の別紙3の判定基準の左側に写真が6枚並んでおります。ちょっと小さくて見にくくて申しわけないんですけども、農地を3種類に判定しますが、その判定の参考例です。まず、一番上の2号遊休農地は、利用程度が周辺農地に比べ劣っている低利用の農地で、目安としてはトラクターや耕運機で耕起ができるものになります。こちらは図面に2と記載します。真ん中は1号遊休農地で、現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地です。目安としては、ススキやササなど、多年生雑草や木が繁茂し、トラクターや耕運機では耕起ができないが、重機等では耕起ができる再生可能な農地を言います。こちらは図面に3と記載します。最後、3つ目の非農地ですが、山林や原野と化しており、再生が困難と認められる農地を言います。こちらは図面に4と記載します。先ほど申し上げましたが、誰が見ても確実に農地に復元することが無理な場合は4に丸をして④と願います。④につきましては農地台帳から落とす、消去する作業を進めてまいります。現地を見ていただいて、この4種類に分類していただきます。

では、資料2枚目に戻っていただきまして③ですが、違反転用が疑われる場合は農地パトロールとして報告をしていただきますので、現地調査活動記録簿に大字何番地違反転用の疑いありと記載していただき、後日、事務局と委員さんで再度現地を確認し、土地所有者へ何らかの指導をしていただくこととなります。

④といたしまして、調査が終了しましたら、地図と活動記録簿を事務局へご提出ください。現地調査活動記録簿については、記入例を参考にしてください。ことしの調査につきましては、昨年度の結果を踏まえまして、確認ができていない農地があっても、日数を3日と決めさせていただいて調査をしていただきます。3日間で可能な範囲での現地の確認をお願いいたします。

⑤としまして、再生困難、④と判定したものについて農業委員会総会に諮り、非農地とします。後日、土地所有者に農業委員会で非農地と判断されたため、登記簿の地目変更を進める通知を送りますが、調査後に地区を限定して数回に分けて対処いたします。

この調査の結果を集約し、対象農家へ今後の農地の利用の意向を調査いたします。利用の意向を把握することで中間管理機構への貸付希望を勧め、担い手に借り受けてもらい、遊休農地の解消につながる可能性もあります。また、再生困難な農地につきましても、非農地化することで市内の荒廃農地の

減少にもなります。

なお、事務局への資料の提出期限は9月末とさせていただきます。調査が終了した方から、随時農業委員会事務局へご提出いただけたらと思います。現在、7月号の「広報真庭」でこの現地調査の実施を載せておりますが、告知放送もお盆前後に行いますので、調査はそれ以降でお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきますが、皆様の調査につきましては、調整がつく限り事務局も同行させていただきますので随時ご連絡をいただければと思います。実際、作業を進めていく上で不明な点やわかりにくいことがございましたら、事務局へご相談をいただければと思います。

以上が説明になります。

議 長 何か質問事項がありましたら。

7番委員 議長。

議 長 はい、どうぞ。

7番委員 昨年の調査を行った結果がここへ載っただけですけど、自分が報告していただいた番号が。それで、さっき言われたように各農家に送られて、中間管理機構等も利用される方がおられるということと言われたんですね。その結果、フィードバックというのは確認、調査書にはないんですね。

事務局主事 フィードバック。

7番委員 要は自分が調べたところの、例えば4番を記入しとったところには多分送られとると思うんですけど、その該当地区の一覧表というのはもらえんのですか。

事務局主事 送った人への一覧表ですかね、回答を含めの。

7番委員 要は、どういうふうに後がなったかというのが知りたいんです。

事務局主事 かしこまりました。現在、2番、3番につきましては農地中間管理機構へも情報提供をして、機構のほうから貸し付けのあっせんをほうを通知させていただいております。④番につきましては、まだ事務局が現地を確認できておりませんので、今年度中に1地区でも非農地の通知を送りたいと思っておりますので、また年度末ごろの総会にて非農地のほうをお諮りしたいと思っております。その送った対象と回答というのを、では各地区で参考いただくために、また後日になりますけれども送付をさせていただきます。

7番委員 それから、もう一点いいですか。

議 長 はい、どうぞ。

7番委員 これは今転用が済んだところを今年度は斜線を引いてわかるようになってんですけど、これはいつ現在ののですかね。

事務局主事 済みません。去年、令和元年10月までになっております。申しわけありません。

- 議長 ほかにはございませんか。はい、どうぞ。
- 23番推進委員 この地図は登記上で正しく反映されているものですかね。
- 事務局主事 こちらは水田管理システムという営農計画書のシステムから出させていた
いておりますが、違うことはあります、申しわけないことに違うことはあり
ますので。
- 23番推進委員 じゃあ、その都度、確認をしなきゃいけないというふうになりますか。
- 事務局主事 そうですね。お手数をおかけしますが、よろしくお願ひします。
- 23番推進委員 それは振興局でもわかりますか。
- 事務局主事 お手数をおかけしますが、電話なりで窓口へ、事務局のほうにお手数をおか
けしますがお問い合わせをいただければと思います。
- 23番推進委員 それと、私の勘違いか、今年度の方針で調査はこのときにするようになって
ましたかね。もう少し遅い期間でするようになってなかったですかね。
- 事務局主事 8月から昨年は10月末とさせていたおりましたが、今回は日数を限
定して原則3日ということで、報酬の関係でそういうふうに決めさせていた
おりますが、農繁期で大変お忙しい時期とは思いますが、なるべく
9月末までの調査をお願いします。
- 23番推進委員 それは方針に書いてありました。
- 事務局主事 そうですね。ごめんなさい。真庭市の広報紙のほうは例年のままで、ごめん
なさい、11月とさせていたおりました。大変申しわけありません。
- 23番推進委員 ですよ。その各地区の活動計画についてということで、すり合わせをする
ということがあったんですけれども、何月か前のときに私が質問したときに、
また言ってもらえたら、あのときはずっと後だったんで、別に今すぐ決めなく
てもいいというふうに思ったんですけれども、今降って湧いたようにこの3日間
でやりなさいとかというふうになってるんで、その辺を整合性を持ってもらっ
てやっていただかないと、私の中ではそういう動きで思ってたんですけれども。
やっぱりその辺をちゃんと年度で計画を立てたわけですから、それに沿ってや
るというふうにしていただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが。じ
ゃあ、何のための方針だったのかわからないですから、提出するためだけにつ
くったのであれば、別にそれはまた個別で計画について話し合う必要も全くな
いと思いますので。一応それで、広報紙もそんなんになつとるし、実際にこっ
ちもするということがあれば、できる範囲の中ではやらせていただきますけど
も、そこはやっぱりちゃんと一貫性を持った形にしていだかないと、その形
を壊されても困りますので。
- 議長 事務局のほう非常に忙しくて、なかなか11月末ではちょっと困るという
ことなんで、できるだけ10月末で何とか対応していただいて、地域の活動
というのはまたその後でもできることがあれば、また計画を練ってもろうて

もいいと思うんですけど、調査だけは報告せんといけんということで、期間がありますんで、そこらをご理解いただきたいというふうに思います。

1 2 番委員 済みません。

議 長 はい。

1 2 番委員 ほな、お尋ねなんですけども、調査のほうは盆過ぎからやりなさい、そして3日間でやってくださいということですね。

議 長 3日しか報酬が出んということですよ。

1 2 番委員 だから、3日間でやってくださいと。だから、盆過ぎから取りかかって、3日間でやりなさいということですね。

議 長 そうですね。

1 2 番委員 それと、あとこの地図なんですけども、もうそれで決まったんならそれで行けばええと思うんですが、地図のほうの見方をもうちょっとわかりやすく説明していただけたら、ちょっとようわからんのんですけども、もう一回とりあえず赤い斜線とか黒い斜線とか、番号が入ってますよね、地図に。これは結局もう以前調べたところから、もう調べなくてもいいということですか、これは。

事務局主事 そうですね。記入をしていただくのが、白い地図で農地に色だけついている。

1 2 番委員 緑の色と茶色の色がついてますね。緑が水田であって、茶色が畑ですよということですよ。あと赤い斜線が引いてある分については、これはもう判定ができとるから。

事務局主事 そうですね、見なくてもいいところで。

1 2 番委員 これはもう見なくてもいいですよということですね。

事務局主事 はい。

1 2 番委員 黒い斜線については、これももう既に転用とか道路とかになってますので見なくてもいいということですね。

事務局主事 はい。

1 2 番委員 番号が入ってる分については、去年の判定をスタンプして青色で囲んでいるとなっとんなんですけども、これは4番とか2番とか3番とかというのは。

事務局主事 それは去年皆さんに現地を確認に行っていたいただいて、提出いただいた地図をそのまま反映しております。昨年度の調査時に前回の結果はどうなんだろうということが大変多く質問があったので、そのように。

1 2 番委員 これが前回、こういうのを判定しとるんで、今回はこの現地調査をするときに、これが今後どうなっとるんかということも見てくださいよということですか。

事務局主事 そうですね。そことあと何も囲んでないところは昨年度そのまま農地として

提出があったところなので、それも含めてということになります。

12番委員 じゃあ、番号の2とか3とか4とか書いてある部分についても、以前調べたことどういふふうになってますかと。そういうことをことしも調べてくださいよということですね。はいはい、わかりました。

事務局主事 よろしくお願ひします。

7番委員 済みません。今のお話で、4番のここはもう再生困難なことという認識で4番を打つとんですけど、そこをまた行くんですか。もう再生困難で出しとる分が、もう変わるようなことはないと思うんですけど。

事務局次長 それは判断してもらったらいいです。調査をされた方で④とされてる方と、④はもう誰がもう見てもだめっていう判断でお願いしてたんですけど、4だけ書かれてる委員さんもおられるんですよ。

4番のところは、昨年の調査のときに誰がどう見ても再生が困難である場所については4に丸をつけてくださいというお願いをしてましたところ、各調査員の方で4だけ書かれてる委員さんもおられましたので、基本的には荒廃農地になってますよというていかれる方もおられれば、4だけど3か4かなって微妙な方もおられるという、いろいろなパターンで口頭で回答を受けたりしてる方もおられましたんで、基本的には4は事務局の判断としては行ってもらわなくてもいいと思います。④であろうが4だろうが、行ってもらふ必要はないと思います。④を中心に事務局が回っていく計画なんですけども、何分筆数も多いので、端のほうから少なからず写真を撮って現地を確認して非農地に回していこうという計画で考えてます。

37番推進委員 議長。

議長 はい、どうぞ。

37番推進委員 37番ですけど、ただ説明を今されよんですけど、どういう形で何を持って調査をなささいというのは、新任の方がおられるわけでしょう。継続の方はわかりますが。だから、新任の方は今説明をされとることは何をされとるんか。きちっと説明をするのであれば、それはもともとから何を持って、何月何日にはやりようするのに、何を調査をしますということをしちっと説明すればいい。

事務局主事 済みません。説明が不十分で大変申しわけありませんでした。

先ほど農地法第30条で決められているということをお口頭でしか説明を、ごめんなさい、させていただかなかったので、先ほど委員さんから説明があった利用意向の回答とその調査結果を一覧で送付させていただく際に、あわせて詳細に説明の文章をつけさせていただこうと思います。大変申しわけありませんでした。

39番推進委員 済みません。

議長 はい。

39番推進委員 この地図に4番というて書いてあるんですが、自分が耕作しとる範囲の4番という田んぼって、これは直してもいいんですか。

事務局主事 それは直してください。昨年の調査でそうさせていただいてるんですけども、先ほども申し上げたとおり、地図……。

39番推進委員 10年来つくりようところが4番というて書いてあるんですけど。

事務局主事 それは大変失礼しました。その地図と現状が、地図が、済みません、大変古いものになるので、現状とは違って、もう目視の確認なので地番も違ってることもありますので。

39番推進委員 いや、構造改善しとるんで、地図どおりなんですけど。

事務局主事 それも含めて修正をいただければと思います。

39番推進委員 直接関係ないんじゃないけど、二川小学校の地目変更というたら、登記がしてないんで田んぼで載っとんなんですけど。

事務局主事 黒い斜線にはなっていないですよ。

39番推進委員 いや、全然何もするしがないんよ。

事務局主事 失礼しました。

39番推進委員 二川小学校で田んぼになっとんなんですけど。

事務局主事 失礼しました。

39番推進委員 これももう20年近くになるのに、登記も何もしてないということですね、ほんなら。そねえなんをわかる範囲で書いたらいいですね。

事務局主事 よろしくをお願いします。

議長 はい。

4番委員 7番委員さんが言ってらしたことと12番委員さんが言ってらしたことの続きです。実際のやり方の問題です。ここに書いてある分の2と3については、去年調査をしましたから確認はしたけれど、もう一回するんですね。もう一回するんやけど、2、3についてはおっしゃってたようにフォローといひますか、あと調査で何か通知を出さったんですね。その一覧表がきつと来るんですね。ですから、それを確認して、あっ、私が出した2のやつの名簿がこななってる、この地図ではこうなると、その両方を確認して見に行きたい気分がありますね、あります。ですから、盆が過ぎて行ったらええというときまでに、ぜひその名簿をいただきたいと思うんです。わかります。自分が行ったところをもう一回行くんやから、その結果、どんなことをしはって、その人がどんな返事をしたんか、知った上で行きたいんです。ほんで、それ以外のところは、これは再調査なんですね、毎年毎年行くところやから。ぜひそれを、2と3についてはよろしくお願ひいたします。

事務局次長 今4番委員さんから言われたのは、結局2番、3番について意向調査を実施します、その返ってきた内容を情報として提供してほしいということですよ

ね。

4番委員 7番委員さんがおっしゃったんはそういうことでしたね。
事務局次長 済みません。申しわけないです。じゃあ、ちょっと訂正させていただきます。意向調査、昨年2番、3番。

これから郵送するのが1,800。蒜山が900、600か。昨年2番、3番で2,500件ぐらいありました。いろいろ業務の進捗ぐあいで大変申しわけないんですけども、昨年度の年度中に送れたのは蒜山地区だけですので、蒜山地区については2番、3番の意向調査ということで調査票を送って回答が来ております。それについてはまとめることは可能ですが、北房地区から湯原、美甘地区まではこれから送ります、8月中に送る計画です。なので、意向調査結果はまだ何も反映できておりませんので、2番、3番の筆、番地ぐらの情報は出せますけども、意向は今現在何も集約できていない状態です。

4番委員 7番委員さんがおっしゃったん、それがこれやったん。

事務局次長 それが欲しいんですよ。

4番委員 だから、そう思ったんです。ないんやったらないで、しゃあないからええんですよ。あるんやったら調査までに知りたいと、そういう意味ですね。

事務局次長 済みません。理解がうまくできてなくて申しわけないんですけども、ということで2番、3番の意向調査結果についてはまだ今情報がありませんので、済みませんが提供できないということになります。

4番委員 だから、去年行ったところをもう一回行くと、もうそない思ってたらいんですよ。

事務局次長 そういうことです。3日間しかありませんけども、可能な限り行っていただいたもので今年度の調査ということで集約させていただくということをお願いしたいと思います。

議 長 ほかにはございませんか。

27番推進委員 ごめんなさい。

議 長 はい、どうぞ。

27番推進委員 新任ですので、先ほどから言われとることが理解できないことがいっぱいあるんで申しわけないんですけども、再確認させてください。とりあえず、今いただいた資料を、私は木山、日野上、下方の担当になっとなんですけど、この担当を私個人で見て回ったらいいわけですね、担当地域を。それで、赤の斜線のところは見なくていい。それと、黒の斜線も見なくていいということですね。ということは、2番、3番、4番を確認に行ったらいいということですかね。2番、3番が進行してないか、4番はもうだめなら丸をつけると。

事務局主事 質問なんですけれども、担当の地区があって調査をしていただくのを前回の

20日に決めさせていただいたと思うんですけども、その担当地区の範囲を行っていただくことになります。

27番推進委員 それが個人、私が見て回ったらいいわけですね。

事務局主事 その判断が難しい場合には、その同じ地区の推進委員や農業委員さんと一緒に、事務局も問い合わせがあれば出向きますので。

27番推進委員 それは1回見てみるとわかりませんか、判断が自分で見かねるとかというのは。

事務局主事 そうですね。1回見ていただかないとわからないこともあります。

27番推進委員 それで、この日程が3日間というのは8月、それは私が聞き漏らしとんですが、8月何日って言われましたか、お盆過ぎ言われましたか。

事務局主事 お盆過ぎまでにMITの夜の告知放送を依頼させていただきますので、帰省する方にも広報できるように、その時期を。

27番推進委員 ほんなら、もしおられなくても帰省されとったら、その確認をしてということ。

事務局主事 なるべく。

27番推進委員 お盆の範囲で。

事務局主事 お盆の範囲ではないんです、ごめんなさい。調査期間としては、またその放送があった以降にさせていただくことになります。

27番推進委員 ほんなら、MITの放送があって、その後に行ったらいい。

事務局主事 はい。

27番推進委員 ほんなら、日にちとしては別に何月何日とかというのは決まってはいいわけですね。

事務局主事 そうですね、ごめんなさい。今明確には言えません。

8月のその放送があってから9月末までで3日間。

27番推進委員 3日間、どっかでこれは自分の都合のええ日に行ったらええんですね。

事務局主事 そのとおりです、済みません。

先ほどの調査の2、3、4番を見ればよろしいかということだったんですけども、2、3、4があくまでも去年の結果になっておりますので、それ以外で塗っていないとこの農地か、もしくは見てないところになりますので、一概にその2、3、4だけ見ればいいというわけではないんです。

27番推進委員 結局、今この茶色のとか、青いところ、これもこの時点では耕作してることになっただけですけど、それがなっていないところも確認しなきゃだめということですね。

事務局主事 おっしゃるとおりです。地図上で色があるところは農地……。

27番推進委員 一応見て回るということですね。

事務局主事 そうですね。可能な範囲で見ていただくということになります。

27番推進委員 わかりました。ありがとうございます。

事務局主事 あと済みません。黒の斜線と赤の斜線の見方がわからないということがご質問でありましたので、いま一度ご説明させていただきますと、別紙1の色だけの地図、航空写真じゃないほうの右下のほうに書かせていただいておりますが、赤が今後事務局が確認しに行くところ、黒色がもう既に農地ではないところなので、もう農業委員さん、推進委員さんには調査いただかなくていいところになりますので、赤色と黒色のところはもう行かなくてもいいところになります。

27番推進委員 それ以外は大体していくように。

事務局主事 そうですね、可能な限りで。

27番推進委員 わかりました。

議長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

<「なし」の声>

議長 できる限りということで調査してください。お願いします。

ほかにはよろしい。

事務局次長 いいです。

議長 きょうは改選になって最初の総会ということで、改選時にはきょうの夕方、懇親会をずっと持っていたんですけど、今回はこういうコロナのことで全体の懇親会を持てませんので、またそれができる時期になったら、皆さんとまたともに懇親もしたいと思っておりますので、きょうのところはよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

それでは、これをもちまして8月総会を閉会したいというふうに思います。

9月総会は9月10日木曜日の午前10時からですので、よろしくお願ひいたします。

(午前11時30分 閉会)